

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和4年12月8日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後零時57分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
副町長	竹原 信也君
教育長	岩崎 秀一君
参事課長	林 紀夫君
住民課長	猪狩 力君
生活環境課長	杉本 良君
教育総務課長	猪狩 直恵君
主幹兼企画佐長	田村 剛君
総務課長補佐兼秘書係長	大和田 豊一君
企画課長補佐兼広聴広報係長	畠山 信也君
教員総務課長補佐	松本 真樹君
教員総務課長補佐	小西 亮太君

総務課総務係長 阿 部 祥 久 君

職務のための出席者

参議会事務局長	小 林 元 一
議会事務局主任兼庶務係長	杉 本 亜 季
議会事務局主査	黒 木 裕 希

説明のため出席した者

<内閣府>

内閣府原子力災害現地対策本部副本部長	師 田 晃 彦 君
内閣府原子力災害現地対策本部総括班長	黒 田 浩 司 君
内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官	今 泉 亮 君

<環境省 福島地方環境事務所>

環境省福島地方環境事務所所長	関 谷 育 史 君
環境省福島地方環境事務所次長	成 田 浩 司 君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部部長	奥 山 吉 徳 君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長	中 村 祥 君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官	丸之内 美恵子 君

環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部廃棄物 対策課課長	小野寺　秀明君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部廃棄物対 策課廃棄物処理 施設運営管理室 室長	西山　卓也君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部廃棄物対 策課最終処分場 管 理 室 室長	大友　宏君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部仮置場 対策課課長	澤　邦之君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 課長	杉　浩行君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 専門官	矢吹　清美君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室支所長	井原　和彦君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室専門官	飯田　俊也君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室専門官	熊本　洋治君

付議事件

1. 除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について
2. 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
3. 放課後児童クラブ施設整備計画の一部見直しについて

報告事項

1. 住民意向調査2022速報について

その他

開 会 (午後 零時 5 7 分)

○議長（高橋 実君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、師田副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、関谷所長及び各担当者の皆さんです。並びに、町からは町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 議員の皆様には引き続き全員協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染、解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立て処分場の状況についての説明を受けるとともに、町からは12月定例会の提出を予定しております条例の新規制定案件の説明といたしまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての1件、放課後児童クラブ施設整備計画の一部見直しについての1件、報告事項といたしまして住民意向調査2022速報についての1件であります。それぞれの案件につきましては、詳しくは担当課長よりご説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興、再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

次に、内閣府の師田副本部長、次に環境省の関谷所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 原子力災害現地対策本部の師田でございます。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から11年と8か月が経過してもなお避難生活が継続し、多大なご不便をおかけしておりますことにおわびを申し上げます。また、私も先月25日、26日、27日と富岡町の町政懇談会に参加をさせていただきました。住民の皆様から様々なご意見をいただき、また一日も早く戻りたいというご要望なども直接聞かせていただきました。大変心苦しく思った次第でございます。改めまして、避難生活が継続し、様々なご不便をおかけしていることにおわびを申し上げます。

本日は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた除染等の取組につきまして、環境省よりご説明をさせていただきます。国としましても、議員の皆様からのご意見をいただきながら、富岡町の復興が一歩でも二歩でも進んでいけるよう、町と緊密に連携しながら取り組んでまいります。本日は

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 関谷さん。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 環境省の福島地方環境事務所長、関谷でございます。環境省からも、改めまして東日本大震災、そして原発事故以降11年8か月経過してなお皆様に大変なご不便をおかけしておりますことをおわび申し上げたいと思います。

環境省におきましては、皆様ご承知のとおり、環境再生ということで、除染、それから家屋解体、中間貯蔵への輸送、そして特定廃棄物の処分、そういった様々な事業を行ってございます。これから拠点の避難指示解除に向けて一番大事な時期に来ておりますので、私どもも改めて気を引き締めて取り組みたいと思いますし、また町民の皆様、そして議会の皆様、町の皆様、様々な方々とよく連携を密にして、皆様の思い、そしてご要望、そういったものにしっかりと耳を傾けながら事業を進めてまいりたいと思います。今日は、この後担当それからご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願いします。

初めに、内閣府、黒田さんから環境省の順でお願いします。

黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 内閣府原子力災害現地対策本部総括班長の黒田でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 今泉さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（今泉 亮君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの今泉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 成田さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（成田浩司君） 環境省福島地方環境事務所次長、成田でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課長の中村でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 奥山部長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部部長（奥山吉徳君） 福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部の部長をしております奥山でございます。本日はよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 丸之内さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（丸之内美恵子君） ありがとうございます。環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境の丸之内と申します。どう

ぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 小野寺さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（小野寺秀明君） 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長の小野寺でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 西山さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（西山卓也君） 福島地方環境事務所廃棄物処理施設運営管理室長の西山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 大友さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課最終処分場管理室室長（大友 宏君） 環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課最終処分場管理室長の大友です。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 澤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） 環境省仮置場対策課長の澤と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 杉さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） 中間貯蔵部輸送課長をしております杉と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 中間貯蔵部輸送課の矢吹と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 井原さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 県中・県南支所富岡分室長、井原でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 飯田さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（飯田俊也君） 県中・県南支所富岡分室の飯田です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 熊本さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（熊本洋治君） 県中・県南支所富岡分室専門官の熊本です。今日はよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明をお願ひいたします。

中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。環境省、中村でございます。お手元の資料、除染、解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてという資料と、併せて除染、解体事業及び仮置場に関するスケジュールに関する紙を1枚お配りしてございます。この資料2つを使ってご説明申し上げたいと存じます。

まず初めに、パワーポイントのスライドの資料を御覧いただければと存じます。1枚おめくりいただきまして、1番、除染、解体工事の状況でございます。

○議長（高橋 実君） 着座でいいです。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 恐れ入ります。それでは、着座にてご説明させていただきます。

おめくりいただいて、右肩に1ページということで、特定復興再生拠点区域の除染・解体のスケジュールのページ御覧いただけますでしょうか。こちらスケジュールの詳細につきましては、後ほどもう一枚のA3のスケジュールの紙でご説明申し上げますので、ここではかいつまんでのご説明といたしますけれども、除染につきましては引き続き特定復興再生拠点内の除染を最優先に現在進めているところでございまして、面拠点並びに面拠点外縁の除染につきましては、今年度内におおむね完了の予定でございます。また、事後モニタリングにつきましても、現在、前期で令和3年度、令和4年度と実施している状況でございます。そうした測定含め、もしホットスポットございます場合には、きちんと随時除染方法を検討の上、フォローアップ除染も実施している状況でございます。また、外縁の除染でございますが、線拠点及び点拠点の外縁の除染につきましては、こちらも後ほど、別途ご説明申し上げますが、大変恐縮ながら来年春までの除染完了が難しい状況となっているところではございます。除染同意取得状況を踏まえ、面拠点外縁及び松ノ前墓地外縁から東に向けて一定のまとまりを持った地域ごとに順次除染を進めてまいります。既に準備が整ったものから順次着手している状況ということでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩2ページ、除染等の状況について（1）というところでございます。まず初めに、解体のところでございますが、令和4年11月末時点で解体申請数881件に対して既に790件が完了しているところでございます。残り91件のうち既に着手ができるところにつきましては、年度内に確実に完了するよう進めてまいります。一部、賠償との関係含め、関係人のご都合で着手できないところございますが、そういったところは調整がついて着手させていただけるようになったところから順次実施してまいります。続いて、除染の状況でございます。避難指示解除済み区域につきましても、継続的にフォローアップの除染を進めているところでございます。拠点区域内の状況でございます。現在、全体で319ヘクタールのうち300ヘクタールまで除染が完了しているところでございます。進捗率で申しますと、94%という状況でございます。残された19ヘクタールに

つきましては、現時点ではなかなか同意がいただけていないところが1.4ヘクタールほどございますが、残りその後、同意後に関係の方となかなか連絡がつかなくなっていた等の事情から除染に着手が難しい、現時点できていない土地が7ヘクタールほどございますが、そのほかの11ヘクタールにつきましては既に除染作業中でございます。なお、こちらの数字にいわゆる環境省でお借りしている仮置場の分は含まれてございません。

続きまして、右肩3ページでございます。除染の状況の地区別の同意取得率でございます。こちら11月末時点で1,520名の方のうち1,495名と多くの方にご同意いただいている状況で、取得率としては98.4%でございます。前回、9月の全員協議会の際に比べ5名の方に新たに同意いただいてございます。感謝しております。現時点で引き続き未同意な方25名でございますが、連絡先が不明であるとか、あるいはなかなか除染に同意いただけない方、現時点で判断を保留にされている方、あるいは避難指示解除直前の除染をご希望の方等ございます。こういった方々につきましては、環境省でも引き続ききちんとアプローチして、また関係人の方とご関係も深く、信頼関係のある町の方にもお力を借りしながら、何とかご同意いただけるよう引き続きアプローチしていきたいという状況でございます。

続きまして、1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩4ページと書いているものでございます。特定復興再生拠点区域における空間線量率でございます。こちら空間線量率の現在の状況を右、黄色い棒が除染前、青色が現時点の除染を済ませた後の最新の状況ということでお示ししているものでございます。御覧いただければと存じますが、一番右側、全体の地目で申しますと、現在、全地目平均で $0.53\mu\text{Sv}/\text{h}$ まで線量が低減している状況でございます。また、宅地について申しますと、現在、平均で77%低減しまして、 $0.40\mu\text{Sv}/\text{h}$ という状況でございます。また、こういった現状のデータについてメッシュマップでお示ししたのが翌5ページでございます。こちら除染前の状況と最新の状況とをそれぞれメッシュマップでお示ししたものでございますが、現在のいわゆる面拠点、拠点区域につきましては除染前に比べまして全体的に線量低減してございまして、また3.8マイクロ以上のところもないという状況になってございます。

続いて、1枚おめくりいただきまして、右肩6ページでございます。こちら参考として改めて拠点区域内及び外縁の位置図をおつけしている状況でございます。今ほどご説明しておりました拠点区域内につきましてはこちらの赤色のところ、また線拠点及び点拠点としてその東側のところにお示ししているところございますが、それぞれ線拠点及び点拠点につきましては外縁を除染してまいります。ただ、こちら範囲としては仮置場を除いてございます。外縁除染につきましては、原則として拠点から宅地、農地は20メートルの範囲内に限らず、そこに関係する1筆を除染しております。森林、道路は最大20メートルの範囲を除染させていただくという状況でございます。ただ、またこの際、判断についても個別に町の皆様ともご相談しながら、実際の生活の活用実態ですとかそういったところを踏まえて、例えば20メートルの範囲からいわゆる出入口が長くて、その先にご自宅があるような場合ですとか、そういったところ個々の事情も踏まえてきちんと途切れることのないように除染、例えば

公共利用であるとか、そういったところも踏まえて個別にご相談しながら進めていきたいという状況でございます。

続いて、もしよろしければスケジュールも併せて除染、解体のところをご説明申し上げてもよろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 除染と解体、中村さんでお願いします。仮置場の分の一番下は澤さんにやつてもらいますので。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 承知いたしました。それでは、除染、解体の部分のスケジュール、もう一枚の紙でご説明申し上げます。

こちら御覧いただければと存じますが、スケジュール、現在の状況から来年のところまで現状を線で書かせていただいているところでございます。左側にそれぞれ面拠点であるとか、あるいは面拠点外縁と、そういった状況、そして右に向けて線表で書いているものでございます。

順番にご説明申し上げます。まず、除染工事の工程でございますが、11月末時点で着手可能部分につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、面拠点に関してきちんと年度内までに完了させる予定でございます。また、できる限り1月末に完了したいと、そういう状況でございます。また、現時点未同意、あるいは同意いただいているけれども、関係人のご都合で現在着手不可という部分につきましては、どうしても関係人のご都合次第というところございます。指示できるようになったものから順次実施していくこと、そういった状況でございます。また、面拠点内のフォローアップにつきましても、森林のフォローアップなど、随時分かったところからできるだけ迅速に進めているという状況でございまして、森林のフォローアップについては10.9ヘクタール、年度内にきちんと完了していきたいということでございまして、また宅地につきましても現時点で指示可能のところを年度内に終わらせつつ、ただそれで終わりということではなくて、継続的にずっときちんと状況が判明したところでフォローアップしていくことで、そういった意味を込めて線表としては最後まで引かせていただいているという状況でございます。

面拠点の外縁につきましても面拠点と同様でございまして、年度内の完了を見込みという状況でございます。指示が現時点できかない部分については、できるようになったものから順次実施していくということで、こちらについてはやはり関係人のご都合という部分はございますが、それ以外に関しては年度内までに完了したいという状況でございます。

続いて、その下でございますが、点・線拠点でございます。こちら外縁ではなくて点・線拠点そのものの除染につきましては、年度内までに完了したいという状況でございます。一方で、一番下でございますが、その下でございます点・線拠点の外縁でございます。点・線拠点の外縁の除染でございますが、こちら現在の線、点拠点の指定後の状況ですとか、あるいはそういう中で安全に適切に施工体制で除染を実施していくといったことを考えた結果、なかなか来年春までに、大変恐縮ですけれども、除染を完了するのが難しいという状況になってございまして、点・線拠点の外縁でございますが、

現時点では来年の9月までに何とか完了したいということで想定しているところでございます。その際、ちょっと一部に現時点で約9ヘクタールほど県道の拡幅事業が想定されている部分もございまして、ここに関してはちょっと補償との兼ね合いもあって県の事業とのスケジュール調整が必要なところございまして、それについてはこの線表の中に入ってはございませんが、ただそれについてもスケジュール調整ができたものから順次実施していきたいと思っているところでございます。

続きまして、解体工事部分でございます。面拠点につきましては、来年の年度末までに完了していきたいというところでございます。また、今後申請があったもの、あるいは現時点でその関係のご都合で難しい部分については、指示ができるようになったものから順次実施していきたいということでございます。一方で、点・線拠点の外縁でございますが、こちらにつきましては、今の除染と同様になかなか来年春までの完了というのが難しい部分ございます。大変恐縮でございます。こちらにつきましても、来年の9月の完了を目指して実施していきたいというところでございます。指示ができるようになったものから順次実施してまいりたいと存じます。こちらもまた県道拡幅事業との調整が必要な部分につきましては、個別に用地の補償の関係含め、調整ができたものから順次実施してまいりたいと、そういう状況でございます。

以上、除染と解体の関係につきまして説明以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 議員の皆さん、多岐にわたるから、まして来春の件もありますので、今中村課長の環境再生課の分の説明の質疑応答をやってから次にいきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、そのようにいたします。

では、中村課長の今の説明に対する質問あれば。ちなみに、会議規則により質疑の回数は3回までですが、気にしないで構いませんので。来春の件ありますので、4回でも5回でも10回でも構いませんから。先に申し伝えておきます。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ありがとうございます。ちょっとくどいような質問になって申し訳ないですけれども、この資料の5ページ、線量率メッシュマップ、このメッシュで最新、右側、これだと凡例見ると真っ白いのが1か所、あと $2.3\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下が1か所、あとほとんどが $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ から $0.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、 $0.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ から $0.75\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、 $0.75\mu\text{Sv}/\text{h}$ から $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下に入っているわけなのだけれども、やはり富岡町は $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ を目指しているので、ここで終点ではないから、今までの環境省の除染の在り方を見ると、約6年前かな、解除になったところ見るとほとんど自然減衰で $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ を目指しているのだよね。面で、追加はやっていないから。フォローアップというのは、局的に高いところはフォローアップだけれども、全体的に高いものをそのまま放っておいていると私は見ます。例えばこのA3の資料、これを見ると、フォローアップも森林フォローアップというのがあって、本年8月までの指示分は年内完了予定になっていますけれども、やはり森林は局的にというフォローアップではなく

て、全体を見たときに森林をやらなければならないと思うのだ。考え方を変えないと、住宅というか、平たんな住宅街に森林がある場合はそれもやはり宅地と同じような考えを持たないと、奥山の森林イコールではないから。だから、やはりこのメッシュマップで見て分かるように、 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ になるまではまだまだ何年もかかると思うの。何にもしないでいったら。 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ にするために再度面的にやるのか、やらないのか。全体の線量を上げている森林を今後どのようにするのか。苦情のあったところしかやらないのか、全体を見てやってくれるのか、その辺の答弁をお願いします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問いただき、ありがとうございます。森林の状況ということで、まず我々も長期的目標である年間1ミリシーベルト、自然減衰だけでということではございませんで、当然にまさにご指摘のあったフォローアップですとか、あるいは全体的なインフラの状況も見ながら、何とかできるだけ早く長期目標達成できるようにという思いでございます。特に森林ということにおいては、確かにやはり現時点では例えば個々の状況を見て大規模に表土をいじったりするとどうしても土砂の流出ですか、あるいは森林の機能の劣化といったところある関係でなかなか、まず一旦面的に森林の除染させていただきながら、一つ一つ丁寧に見て、個別の場所はいわゆるフォローアップという形でご相談、あるいはさせていただいているところでございます。そういう意味で、森林フォローアップの10.9ヘクタールというのはそういう意味でフォローアップといつても個別、個別の一か所、一か所できるだけ狭くやっているというよりは、全体の状況を見ながら幅広く対応をさせていただいている結果が今のような数字になっているところでございます。そういう意味で、引き続き改めて面的に森林除染をというところは、今はやはりその生活圏を中心に何とか線量を下げる観点から林縁について今の方法でやっているというところはございますけれども、一方でフォローアップという言葉が適切か分かりませんが、そういう中でできる限り個別の場所も見て、その場所でできる方法で除染させていただきたいと、そういう思いでございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の答弁丁寧なのだけれども、ちょっと私の質問の仕方が悪いのか、 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を目指すためにもう一度やるのかやらないのか、このまま自然減衰を待つか、その辺の答弁と、あとその10.9ヘクタール、これはスポットではないよと、部分的ではないよと、面だよということであれば、例えばため池なんかもいたちごっこをやっているわけだから、ため池の近辺の森林なんかも相当な面積をやってくれないと、雨降るたんびにやはりため池は線量高くなってしまうので、これはもう実証済みの話だから、早くその近辺もやるよと言ってくれないとなかなか前に進まないのかなと。これ先日常任委員会あって、桜通り、桜の木、あの並木もかなり線量が高かったのです。それなのに結局桜まつりもやっているわけだから、そういうことを後追いしないで前々で、先手、先手に除染していかないと、やはり木の植わっているところはどんどん、どんどん先行して下げていかな

いと、もう富岡は大丈夫だって思って桜を見に来てくれるわけだから、その辺を先取りした形で除染やってください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。まず、面的に改めてというご指摘でございましたが、そういう意味では現時点の政府の除染の方向という意味では、まずは一旦その生活圏を中心に森林についても林縁20メートルということで一度させていただいて、その先はどうしてもフォローアップのような形で対応するという形でやらせていただいているところでございます。ただ、それで先ほどもありましたとおり、フォローアップといってそのポイントをピンポイントでという、できるだけ狭くということではなくて、線量を低減するために必要なところはできる限り柔軟にフォローアップで対応しているというのが今の状況だと思ってございます。ため池の近傍の森林の話もご指摘いただきました。それについてちょっと個別にまたご相談、ご指摘いただければと思ってございますが、もし実際にため池そのものはやはり水が張ってあれば遮蔽効果等はあるとは思ってございますが、その周囲で何か線量が高いとかいうところあれば、個別にそこはご相談させていただくということだと思ってございます。桜の木につきましても、環境省でも随時状況、線量は測定しております、今そういう意味では木そのものの線量自体は今般も、直近の測定結果でも例えば $0.3 \mu\text{Sv/h}$ 程度とかあまり、そういう意味では非常に高いという状況ではないとは思ってございます。一方で、その下の土のところは確かに場合によって線量が高いということがないように状況を見ながら、例えば土が流出しないように土のうを置いたりですか、随時環境省も先手、先手で対応して、また町の皆様ともご相談しながら対応申し上げているところでございます。そういう意味で、引き続き後から後手後手でと言われないように我々でも自分で測ったモニタリングの結果に基づいてフォローアップという形で対応している部分もございまして、できる限り前向きに、先手、先手で取り組んでいきたいと、そう考えているところでございます。

○議長（高橋 実君） 町から竹原副町長、桜の木に関して。師田副本部長来ているから、よく事情を説明して聞いていってください。

竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 桜の木についてご説明させていただきます。

桜通りの夜の森桜通りって6号線から上がっていくところでございますが、あちらの桜、6号線から上がっていったところの最初の桜なのですけれども、約5本ほど実は根上がりとかもしていまして、歩道のところ、舗装が盛り上がったりしております。そちらのところについては線量が高いということで、今環境省にそちらの桜については伐採をお願いし、それで除根もお願いしているところでございます。その後については、若干小さな桜になりますが、そちらを産業振興課と併せてもう一度植樹していくような形で考えております。大きな問題となるのは、そこから上がってきたところの桜だと思います。それで、そちらの桜については、下、約1メートルほどモデル除染で、実際に土を入れ替

えております。そちらの線量について再度、幹は約4メートルほどまでは除染しておりますが、その上は除染はしていないということで、実際に枝が落ちたり、ウェザーリングですかね、そちらで雨によって下のまた土に落ちているのではないかという懸念もありますので、再度そちら環境省に線量測定を今お願いしているところでございます。現在、町で測っているところにおいては、 $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ まではいってませんが、まずは7番委員のおっしゃるとおり、町はどこまでも $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ を進めていくつていますので、まずはそこを確認しながら、来年の桜まつりに向けて皆さんのが安全で入れるような形で再度環境省と詰めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 先ほどの説明で、一旦ここで終了しますよというのと、ここで終了しますよというのでは意味が違うのかなと。私には、今まで解除したところ、約6年前に解除したところはあれは一旦解除ではなくて、もう一旦終了ではなくて、この除染でもう完璧に終了ですよと私は受け取ってきたものだから、今回の来春の解除は帰還困難区域の解除で、残されたセシウムの半減期が今までの解除よりはちょっと長い半減期のものが地中に残っていることが想定されるのです。だから、何にもしないで $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ を目指すのであれば、今までのようなやり方であれば線量低下率がもっと悪いのかなと。急激な落ち方はこれからはちょっと想定されないので、緩やかな落ち方であれば $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ を目指すのに7年も8年もかかったのでは長くないのかなと思っての質問なのです。そういうことで、もうやらないという答弁なのか、下がる率が悪かったらまだやりますという答弁なのか、その辺をきっちりしてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。答弁が不明確で失礼いたしました。まず、線量が高くとも解除解除いただいた場合に、その後も何もしないということではないと思ってございます。先ほどのご指摘で、面的に今回と同様の除染を今後やるのかというご指摘であると、そこはやはり一度除染をさせていただいても、まずは今回のところですとか、あるいはその先をという形で一旦は進めていくということだとは思ってございます。一方で、もう今後何もしないという意味では全くなくて、そこは適切にフォローアップという形の中で、もしも解除いただいた場合にあっても線量が高いというところあればきちんと対応していくというのが基本的な政府の方針だと思ってございますし、環境省としてもそういう認識でおります。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） このメッシュマップでいうと、白とか濃い、これは濃紺と言えばいいのかな、 $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下、こういうのがいっぱい出してくれれば、それは面でやらなくてもいいと思う。ただし、数年たってもやはり $0.4\mu\text{Sv}/\text{h}$ とか $0.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ とかそういう状態があれば、そこは面でやってもらいたい。その辺を確認させてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。ご指摘は重々承ってございます。そういった意味で、今改めて面的にということまではなかなか申し上げられないところございます。ただ、線量の低減に向けて、この先はあとは自然減衰でということは、それはもう環境省として申し上げるつもりはなくて、きちんと線量をできるだけ早く低減するために必要な対応はしていきたいという点は申し上げられると思ってございます。そういった意味で、そのやり方としていわゆる面的にということであるとか、あるいはそのフォローアップという形でやらせていただくのかということは今後議論が必要と思ってございますが、少なくともその自然減衰をずっと待ちますということではなくて、きちんと下げていくために必要な対応を取っていくということについては私で申し上げられると思ってございます。答弁が不明確であれば申し訳ございませんでした。

○議長（高橋 実君） 一番は、師田さん、目標数値を国が掲げないから一番線引きが困るわけ。今の富岡の状態、来春解除を予定しているけれども、高いところあるうちは安全だから解除して町民の人戻ってくださいとは我々は基本的に言えないね。だから、国で20mSvであろうが、10mSvでも、とにかく事後測定を早めて結果を出して、高いところをそれまでに再度手かけてくれないと、という答弁と一緒にいたしまして、中村課長のは。やりたくなつて言えないの。だから、私今言ったの。やっぱり頭に立つ人の腕、指示。ここからはやることないってなんかいう気持ちでいたらば全然前に進まなくて、もっともっと解除に向けての質問事項、論戦大きくなるよ。

師田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） ありがとうございます。今長期目標の話、議長からもいただきました。我々避難指示解除につきましては、これは個人の居住の制限を奪うというのは強い権利制限を伴う行為をさせていただいているので、そういう意味ではこれを解除する基準としては年間20mSv、 $3.8\mu\text{Sv}$ という数値を設定させていただいているものでございます。かつこの20mSvという数字は、これはちょっとテクニカルにはなりますけれども、過去原子力安全委員会の意見とか、あと I C R P の勧告なども踏まえて、防護対策を行うその目安として年間20mSvから100mSvというのが提示されたものの中の一番厳しい基準での数字を使って避難指示の目標年間20mSvというのを設定したものではございます。ただし、これまさに議長、それから皆様がおっしゃいますように、年間20mSvで我々満足するということは決してございません。これはそのとおりでありまして、長期目標として個人の追加被曝線量が年間1mSvを目指すということは我々として掲げているところでございます。今中村課長からも答弁ありましたとおり、もちろん仮に来春に解除をするということになって、ではそれで終わったらもうその後は何もしないということは決してございませんで、例えば先ほど申し上げたようにスポットがあればフォローアップ除染はするし、それから様々な、いろんなやり方は取り組んでいくところでございます。どういう形ができるかということについては、まさにそ

のときの状況を見ながら、引き続きご相談させていただきたいというのが我々のスタンスございます。
以上です。

○議長（高橋 実君） I C R P で言っているのは、 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、年間 1mSv を飛び出したから除染工事をやるってうたっているのだよ、23年の1月に。24年の1月か。厚労省書簡で出しているわけだよ。この資料、もしないのなら私コピーして渡します。こちら辺も併せてよく、間違いお互いにないようにして、ゼロにはならないのだから、やはり $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、年間 1mSv に極力近づくような手法で工事は進めてもらいたい、間違った見解ではなく。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 富岡町議会は、 1mSv でなければ帰還しないというようなことを申し入れて当時の町長とかなりやり合って、私たちが 1mSv というのをのんでもらった経験があって、ただ町長、議案を通さないで頑張って、 1mSv でなければ帰還しないってなったのだけれども、ただその 1mSv にならなければ帰還できなかつたら相当期間、何十年って帰れないよと、あなた方それでもいいのですかということで、やむなく $0.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ でも $0.6 \mu\text{Sv}/\text{h}$ でも 1mSv を目指す、「でなければ」を「目指す」で私たちのんだのです。ただ、今までのやり方を見ていると、どうももうそこが終点で、あとは自然減衰にしか見えないから、こういう質問をさせてもらいました。ただ、来春解除の後、まだ数年たつて線量低下率が悪かつたら、ここはまたやってくださいよと。そこはゴールではなくて、また新たなスタートラインだと思ってやらせてもらいますので、その辺は了解してください。

○議長（高橋 実君） 師田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 今のご意見しっかり受け止めさせていただいて、何ができるか考えていきたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 私は、3ページの同意取得のところでお聞きしたいのですけれども、これ未同意が25名ということで、A地区が15名ということで極端に同意が多くなって、人口も多いからなのだと思うのですけれども、これはつきりしないのですけれども、こちらの直接の工程表を見ても解体と敷地除染がうまく分かれて入っていないので分かりにくいのですけれども、不明は分かります。除染拒否も分かります。判断保留の7名と解体を検討の4名と直前の希望を1名というところがあるのですけれども、これは敷地除染も拒否しているということなのか。このそれぞれに対してですけれども、解体は保留とか解体はぎりぎりにしてくれとか、解体はまだ検討しているとか、解体を検討していても敷地の除染、これ未同意ということは敷地の除染も何にもしていないということですね。できれば敷地の除染だけはもう本当に何とかオーケーをもらってもらいたいのですけれども、その辺はどういう考え方で進めていますか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。今のいただいたこの判断保留、解体検討、あるいは直前の除染を希望という方々のうちどのくらいの方が敷地除染まで同意いただけていないかといったところ、細かい内訳はございませんが、環境省でももちろん部分的にでも除染させていただけるようであればそういったお願いをしてきてているところございます。そういう意味で、今この方々に関しても引き続き、少しでも除染をしていただく方法はあるのかというところも含めて一番いい形で関係人の方にアプローチを町の皆様ともご相談しながら、町というのは町役場の皆様ともご相談しながら、一番いい形でぜひアプローチして、できる限り少しでも除染を進めていきたいという意向でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） したいのではなくて、私からはしてほしいからそれに対してどういうことをしているのだということを聞いているのですけれども、したいで終わらせてもらっては困ります。3月までにきちっとそれを進めなければいけない。それに対してどういう対策をして、役場とやっています、役場とやっていますって言っているけれども、やっていたって進んでないわけでしょう。そしたら、どうやったら終わらせられるかということを検討していただきたいし、何か特定復興の中歩いていても、細い道路とか陰になっているほうは最悪しようがないかなと思うところもあるのですけれども、結構メインの通りでもまだこれどうするのだろうというような家が結構たくさん残っているのですけれども、そういうところも含めてこの先除染をするためにどういう考え方で3月までに終わらせようとしているのですか。これもういいやといって3月以降まで残してしまおうと思っているのですか。

○議長（高橋 実君） 住民課長いるのか。どっちだ、町は。住民課長か、生環課長か。

杉本課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 先ほど中村課長もお話ししていただきましたが、9月から本日まで5名の方は同意をいただいております。町としても、親戚、知り合い、そういうつてを生かしまして、何とかお願いはできないかということで、環境省と一緒に当たってはおります。ただ、連絡先不明とかそういう方には郵送での通知方法しかなかったりしますので、その辺りで足踏みしている状況ではございます。ただ、先日の町政懇談会でも未同意の方いらっしゃいまして、直接お話しすることができましたので、そういう形で町で見かけたらすぐ足止めをしたり、そういうことで積極的に我々も声かけを行っているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省でも、今杉本課長からもありましたとおり、本当に町の皆様にお力をお借りして非常に感謝申し上げておりますし、おっしゃるとおりで、やりたいという言い方はすみません、このままでいいと思っていることは全くございません。実際、今個人情報もあるので詳細は差し控えますが、ここに書いている方々

の中でもアプローチして、敷地除染だけでもできそうという方も実際おられます。6号線沿いに大きな物件とかそういったところも含め、実際そういったケースもあって、個別、個別にそれぞれのご事情あって、例えば地権者の方と建物の持ち主が違うとか様々なケース細かく言えばございますが、一つ一つ一番ベストなアプローチ、本当に町の方と相談しながら、何とか一件でも同意いただいて、一件でも着手して確実に避難指示解除、あるいは来年春までに除染を完了するという形で一つ一つ模索している状況でございます。ぜひその点、引き続き環境省もそういうつもりで進めていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 少なくとも人が歩くところ、6号線歩く人は少ないかもしれないのに、確かに6号線は通っていては目立つけれども、6号線の沿線沿いに住宅はもうほとんど何か残っていないような感じがするのです。目立つところの話をしたのでしょうかけれども。そうではなくて、これから桜まつりがあったりとか、公園の整備があったりとか、駅があって、駅も利用者ゼロではないわけです。ちゃんと歩いているのです。その人が歩くところで、皆さん気にならないのですか、歩いていて。この状況でいいのかなとか、これでいいのかなとか。皆さんは個人情報だから言えないって言っているけれども、我々住民は全くどの家が同意していて、どの家が同意していないのなんか分からないです。役場だって全部把握し切れているのですか。例えば住民説明会に人が来てちょうど話ができたって言うけれども、住民説明会のあの少ない人数のところに来てくれているのですよ。ということは、その人に対して最初からきっちりとしたアプローチをしていないということでしょう。環境省も誰も。連絡が取れないとかなんとかと理屈をつけて。そうではないでしょう。少しでも早くきっちり普通に歩いて過ごせて、住めるような環境にしてもらわなければいけない。たださえ帰還困難区域だったというところの風評被害が大きいのですよ。それをきっちり直してもらわないといけない。それに向かって何をしているのですかという話です。どうしていってくれるのですかと。今までと同じことをしていて、これあと数か月で全員ちゃんとコンタクト取れるのですか。周りの住民とかいろんな人の力を借りてやるしかないのではないかですか。立て看板立てたっていいですか。ここの人連絡取れたら教えてくれといって。そういうことだってあるでしょう。みんな今は自由に入れるようになったから、ちよこちよこ、ちよこちよこ行ったついでに行ったり。確かに親戚の人とか、外に行った人がお墓参りに来たついでに自分ちどうなったかなって見に来たりとかしているわけです、現実には。そういうところまでもう追っかけていかないといけないのではないかねって思うのですけれども、そういう考えはないですか。

○議長（高橋 実君） 遠藤議員、言っているのは十二分わかるけれども、町も国もそこら辺はしっかり担当部署でやっているのだろうから、時間もないから、熱くなるのは分かるけれども、そこら辺で。

○6番（遠藤一善君） はい。今の返答をもらえればいいです。

○議長（高橋 実君） 今の返答。

中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございました。我々としても実際にできるだけのアプローチはしているつもりではございますが、やっぱり今までのままではというご指摘もありましたし、どういう形でさらにアプローチの方法できるかというところは町の皆様とも相談しながら考えて、実際にできる限りさらに同意いただけるよう全力を尽くしていきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 議員のご指摘もっともでございます。私も奔走いたします。なお、目立つところというのは夜の森南行政区だったりいたしますので、同じ行政区員としてご協力のほど何とぞよろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（高橋 実君） 議長から関谷所長にお願いしておきます。富岡分室というのどれだけの人員規模で、どういうような役割分担しているのだから分からないけれども、職員の人も再雇用の人もフルに頭を使って回してください。それでないと本当に来春、遠藤議員が言うように、ちょっと頭ひねればアボ取られるというのに取れなくて、隣近所が騒ぐようになりますので、お願ひしておきます。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） ご指摘ありがとうございます。今ご指摘いただいたように、我々なかなか力不足でまだアプローチできていない、あるいはなかなかご同意までいただけないなどなどございます。町のご協力、非常にもう既に多大なご協力いただいているところではございますが、足らざる部分がないかと、あるいは新しいアプローチないかというところは改めてしっかりと相談させていただきたいと、その上で実施していきたいと思います。その際には、今議長からもお話ございましたように、富岡分室もございますので、来春に避難指示解除を目指しておりますこの中で全力を尽くしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私からは、除染と解体の工程でお伺いしたいのですけれども、点拠点、線拠点、こちらについては1月で除染が終わるということで、点拠点、線拠点については来年の春を拠点内と同時に解除するということで話は伺っているところなのですけれども、点・線拠点の外縁についてはほとんど除染、解体終わっていないという中の解除と。これは、本当に住民の安全を100%確保できるのか。解除してしまうと、マスクなしでも人は歩けるようになってしまいます。私の自宅は、この線拠点からほぼ目の前が住宅になっていますので、そのノーマスクで歩いている方の近くでこの解体や除染がされるということで、本当に安全を確保できるのか、そういう

ったところをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。点・線拠点の外縁の除染、あるいは解体が来年春に間に合わないということは大変誠に申し訳なく思ってございます。実際除染と解体進めるに際しては当然周辺の住民の方々の迷惑にならないよう、安心、安全の意味で最善を尽くしていきたいと思ってございます。そういった意味で、点・線拠点そのものについての除染は終わりますけれども、やはり外縁については恐縮ながらなかなか来年春には間に合わないという状況でございます。いずれにしても、きちんと工事を実施するに際しては、もしもそこを通行されたりする方があったとしても、いずれにしても問題のないように適切に工事は実施していきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。私からスケジュールの考え方について町の考え方をこの場で報告といいますか、申し上げたいと思います。

おっしゃるとおり、外縁除染につきましてはなかなかこの春に終了するのが難しいという状況にあるということを踏まえますと、来春を目標とする拠点の解除のスケジュールありきで進めるということはよろしくないと町では考えてございます。結論としましては、このスケジュールについては面拠点の解除のスケジュールとは別に考えるべきなのではないかと考えてございまして、内々に政府とはご相談をさせていただいているという状況にございます。具体的にはなのですけれども、この線拠点、点拠点につきましては、この解除がなされれば自由に通行ができるというところにはなりますけれども、住民の皆様が帰還ができるという、そういった解除ではないというところがございます。したがいまして、この解除を、まず帰還をお待ちになっている住民の皆様にご迷惑をおかけするということはないのですが、解除の時期が少し後ろ倒しになってしまいういうところはございます。それよりも、この外縁除染もしっかりとやっていただきまして、拠点内の線量をしっかりと低減をしていただきまして、その後、安心に通行していただける環境を確保していただく、こちらがスケジュールよりも重要と認識しておりますので、解除の時期については面の解除のスケジュールとはこの点と線については別に国と協議をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） それは外縁の分を言っているのだろう。外縁の分。何かごちゃごちゃになつてくるから、ちゃんと前置きしてこの分って言ってくれないと。

○副町長（高野 剛君） 誤解を招いて申し訳ありません。面拠点とは別に線拠点と点拠点、道路とか墓地の分については、この分の解除時期については別途検討させていただきたいというところでございます。すみません。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私も安全を考えれば別にしていただいたほうが、外縁の中に入れないとても、もしかしたら線拠点のところに車を止めて歩いたり、状況を見たりということは考えられますので、できればそういったちゃんとある程度解体も除染も外縁のところで進んだ上での解除であればいいとは思ったのですけれども、今までのままだと除染も解体もされないまま道路だけが解除されてしまうというのは心配だったので、お伺いさせていただきました。そういう形で町も動いているということで理解しました。

以上です。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今の関連なのですけれども、外縁除染が済めば道路は通行できるように解除する考えを持っているのかと思うのですが、我々白地地区の人間から考えればやっぱり、外縁除染完了しました、道路は通れるように解除になりましたというと、あと投げられるのが心配なのです。今白地地区は全体の除染は全然やるという考えないですから、これがいつやるようにならてくるのか。その前に道路だけが解除されれば、あと投げられる可能性が大なのです。もう外縁が完了しても道路の通行解除は私は反対なのです。もう一方的に白地地区はマイナスばかりなのです。今の言ったこともマイナスだし。夜の森地区も同じ帰還困難地区で、町がどうしてもそこの場所は町発展のために必要だよということで拠点整備が始まった。これは大変うれしいことなのですけれども、では何でみんな拠点整備やってもらえないのだという不満もあるのです。住民説明会やら、新夜ノ森、小良ヶ浜深谷の意見交換会なり、皆さん出席してくれていますので、皆さんの思いは聞いていると思うのです。幾ら問題提起してもなかなか解決していかないというのが今の現状です。地域住民としては非常にもう情けない話で、外縁除染の導入、これありがたい話です。ただ、道路を解除する。住民からとてみれば、道路通れるだけになったから通行の便がよくなっただけの話で、何もプラスないです。その辺を十分今後検討していただきたいと。

あと、来春、復興再生拠点解除を目指していると。非常にうれしいことで、線量さえ下がれば十分解除できるのかなと思うのです。ただ、それを裏目に、先行で6年、7年目で解除した地区、まだまだ線量高いところあるのです。そっちが捨てられている部分がいっぱいあるのです。だから、解除すると線量が高くとも捨てられるという状況が生まれるのは目に見えているのです。だから、そういうことをきちっとやりますよというのであれば、今解除している地区、高いところを提起されたらすぐに飛んでいってやるくらいの行動を見せてもらわないと、拠点整備の部分だってなかなか私は解除できないと思います。0.6μSv/hでも0.5μSv/hでも、このくらいなら大丈夫だろうということで解除するのも私はいいと思うのです。ただ、その後で本当にやってくれるのですから、そういう不安があるのです。現に解除地区、提起してもやってくれないのであるから。いろいろ検討はしてくれていると思うのです。ただ、検討している間にも地域住民の人は被曝しているのです。それが一番心配なので

す。被曝するような状況において検討している時間あるのですか。私はないと思います。提起されたらすぐ行ってやるのが道理だと思っているのです。その辺、上の人たちはどう考えていますか。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 現地対策本部の黒田でございます。拠点区域外の解除につきましては、なかなか具体的な方針が完全にお示しできず、申し訳ございません。今回、線、点拠点、道路、集会所の解除にできれば間断なく、拠点区域外のその解除に向けた取組をしっかりと進めていきたいと思っています。お叱りをいただいているが、帰還のご意向を丁寧に確認しながら、一刻も早くお戻りになりたいという方をできるだけ優先しながら、帰還のご意向のあるところをできれば生活圏も含めてしっかりとまとめて、解除に向けて進めてまいりたいと思います。

また、それ以外のご帰還の意向がなく、どうしても拠点のようなまとまった、全体の地区の解除というのがすぐにできないかもしれませんけれども、それにつきましても政府としてしっかりとその課題を認識しながら、全域解除に向けた取組を一歩一歩進めさせていただければと思っています。何とぞ、いろいろと時間がかかるご迷惑、ご不便おかけしますけれども、住民の皆様の安全、安心を前提とした解除に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） まさに戻りたいとおっしゃる方がいて、それに対して今まで対策が示せてこなかった件について本当にわびを申し上げるところでございます。今黒田から申し上げましたとおり、拠点外につきましてはずっと対策が出せていなかったのですけれども、これ決して皆様にこれで全てご満足いただけるものでないということは認識はしておりますけれども、昨年の8月にまず2020年代をかけて帰還意向のある住民の方々が全員帰還できるよう期間に必要な箇所は除染をして、これで避難指示解除の取組を進めるという制度をつくらせていただいたところでございます。これをまずは今、富岡町につきましてはまず拠点の取組を全力でやらせていただいているけれども、この次はこの拠点外の取組を進めていくべく、これも町とも連携をしながら今準備を進めているところでございます。かつもちろんこれで全部が終わりではなくて、その先につきましても、これはどんなに長い時間をかけてもといつも申し上げていて、これもお示しできていないのは申し訳ないのですけれども、全域の避難指示解除を目指して国としては責任持って取り組んでいくというところでございます。引き続き、何とぞご理解を賜りたく存じます。

以上です。

○議長（高橋 実君） このことで答弁できるか、環境省は。環境省の立場でこの9番の質問に対して答弁できる。まずは復興本部で予算化して発注テーブルにのつかないことには……

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） フォローアップの分。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 失礼しました。私からは、解除の後、捨ておかれているのではないかというご指摘がありましたので、その点について除染の立場から発言をさせていただきます。

既に解除済みのところのご指摘もあったと思います。それから、今後、拠点の解除後の取組についてのご心配をいただいたと思いました。それで、先ほど来少しフォローアップの話もございまして、確かにこれまで幾つかもご指摘をいただいた解除済みの区域の中のポイントもあったと思います。もしそこで少し時間が、まず現場に行く時点で時間がかかったとか、そういうことがあったということであれば率直におわびをしたいと思います。ご指摘あったように、ご心配をされている住民の方がいらっしゃるわけですから、まず速やかにその場に行って現状を確認させていただくというところが基本かと思いますので、そういったところは今後の解除の地域も含めて徹底をさせていきたいと思っております。その上で何ができるか、個別に状況を踏まえてしっかりと対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ご迷惑をおかけします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。外縁とか復興拠点という、解除地区、いろいろ混ざっていますけど、言葉に重みがないのです。それは、拠点整備でも外縁でも大体師田さん言うようにみんな努力してくれているのは分かっている。黒田さんも会議のたびに来ていただいて。努力しているのは分かっているのですが、現に解除地区ですらまだやらなくてはならないところいっぱいあると思うのです。それすら手つかず状態で、先にだけ進める、それが私心配なのです。皆さんにお願いして本当にやっていただきたいと思うのですが、なかなかそういう思いが届かない。そういうジレンマがあるのです。皆さんも努力していただいていることは十分承知しています。町執行部も。予算があるわけで、予算の中でやるわけですから。ただ、優先順位どこなのですかといったら、やっぱり人家が張りついていると、人が住んでいるところ、これは優先順位で私は一番なのかと思う。そういうところを捨ておいてあれやります、これやりますといつても言葉が軽いのです。そうしか取れないので。だから、その辺をぜひ今後は気をつけて、本当に心配の状況ないように、人が住んでいるところ優先にするかなと、優先でやっていただければ私はありがたい。また、外縁に関しては、解除は後でまた協議するということですから、今日この場ではいいですけれども、本来であればやっぱり白地地区全体、除染してから解除するのが本当の形だと私は思っています。先ほど言いました。途中で解除すると投げられる可能性ある。ただ、大熊、双葉の状況なんか見ると、除染したところ、除染すればもちろん線量は下がります。そういうところから次から次へ解除していっているから、そういう状況にはならないのかなという考えを持っていますけれども、その辺は町執行部と我々と、あと環境省や国の機関とのこういう検証の中でどれだけ信頼が生まれるかによっているのだと思いますが、その辺どうぞ信頼できるような施工方法を考えていただければありがたい。その辺を要望しておきます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） ありがとうございます。まだまだ我々信頼をいただるためにやらなければいけないこといっぱいあるかと思ってございます。一歩でも近づけるようにやっていきますし、あとまさに具体的にここが気になるというところがありましたら、これ環境省とも相談をしながらですけれども、教えていただきて、まず気になるところはしっかりと対応していくということを進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 2時20分まで休憩します。

休 議 （午後 2時10分）

再 開 （午後 2時18分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

輸送課、杉さんの説明をお願いします。

杉課長。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） それでは、令和4年度の中間貯蔵施設への輸送状況ということにつきまして、資料7ページ目でございます。令和4年度の輸送につきましては、特定復興再生拠点区域において発生した土壌を主に輸送を進めるということとしております。下に令和4年度の輸送実績、令和4年11月30日時点の輸送量と総輸送車両数を記載してございます。上の段が県全体の輸送量と総輸送車両数の状況でございます。特に黄色枠で囲んでありますところが富岡町からの輸送の状況となってございます。令和4年度の予定としましては、全体2万2,000m³の予定に対しまして、11月30日時点で輸送量1万1,299m³、輸送車両数1,598台といった状況でございます。

続きまして、8ページ目でございます。昨年度の輸送と今年度の輸送の推移を示してございます。昨年度が緑で示しております。今年度がオレンジ色ということで、昨年度に比べまして予定数量がかなり下回っておりまして、少なめに推移している状況でございます。7月、8月、9月、10月と輸送業者の入替えがございまして、若干準備期間で輸送が止まっておりましたが、11月から輸送を再開しまして、今後、12月、1月、2月、3月とかけまして年度内に予定数量を輸送するという予定でございます。

続きまして、9ページ目でございます。仮置場の場所と地図を示してございます。今年度につきましては、深谷1、深谷3、深谷国有林、この仮置場を利用させていただきまして輸送を進めてきたところでございますが、深谷1と深谷国有林につきましては輸送終了並びに一旦輸送終了いたしまして、

深谷3仮置場を中心に輸送を実施しまして、年度内に輸送を完了する見通しが立っているという状況でございます。

続きまして、10ページ目でございます。そういうことで、輸送ルートを青の実線で示してございます。深谷3仮置場の輸送ルートを実線で示してございます。その他、破線で示してございます部分につきましては、深谷国有林を使った場合にはこの破線のルートも使う可能性があるということでございます。実際は実線の部分だけ使う予定でございます。

輸送は以上でございます。

○議長（高橋 実君） では、7ページから10ページまでの輸送課に対して質問のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしでよろしいですか。

では次に、仮置場対策課、澤課長の分で説明お願いします。

澤課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） ありがとうございます。仮置場対策課長の澤でございます。それでは、11ページから資料のご説明を申し上げます。

仮置場の原状回復及び返地の計画についてでございます。仮置場につきましては、小良ヶ浜地区にございます。こちらの仮置場は、基本的に造成のときに一定の線量低減措置は既に行っております。田んぼの表面を剥ぎ取りをしております。そこで、令和4年度仮置場の復旧工事の中では、来春解除が予定されている拠点区域内の仮置場につきまして、一部まだ未除染の箇所がございます。こちらを中心除去をする工事を今現状進めているところでございます。除染の対象としましては、田んぼ、畑の主に畦畔、それとあと宅地に隣接する屋敷林、それとあと場内にございます未舗装部と水路がございまして、こちらは線量低減措置、過去にしておりませんので、こちらの除染を進めていくというつもりでございます。令和5年度、この工事に引き続きまして、農地としての原状回復工事を行うこととで調整をしております。この農地としての原状回復工事によりまして原状回復後、空間線量平均値は既に行われております拠点区域内の農地除染程度の実績になるという見込みで工事を行う予定でございます。令和4年度、5年度で工事は切れ目なく実施して、返地に向けて進めてまいりということでございます。あと、当然でございますが、線量モニタリング、こちらは実施しまして、線量が高い場所については追加的な対応も検討しております。それに合わせまして、面拠点に接する場内外縁除染を進めていくという工事を行います。地図の中ではそれを示しております、青枠の中、こちらにつきましては圃場へ戻す原状回復工事を対象としている令和5年度末の完成に向けて工事を進める予定の区域になっております。オレンジの枠は、その隣接する外縁除染の区域になってございます。なお、そのほかの場所、線拠点に隣接する除染仮置場等についてでございますが、こちら仮置場としてまだ使っているところが非常に多うございます。ですが、線拠点に隣接する箇所にフレコンが置い

てある、こちらの遮蔽土は住民の方から見て不安だという声が上がってございます。決して除去土壤、汚染されたものではございませんが、こちらは片づけてあの場内に置いて破袋をしているという工事を進めようと思っております。一部未除染の箇所がまだ点在しております。こちらについては、きっちり除染を片づける予定でございます。あと、廃棄物仮置場というのはやや構造が違いまして、こちらはアスファルト舗装等がなされていることでございますので、使用終了後、そこは未除染箇所もきっちり除染をしていこうと思っております。

12ページに行きますと、その同意取得の状況でございます。関係する地権者様は、拠点区域内においては25名、面拠点については11名いらっしゃいます。1名を除き同意の取得は取れてございます。この1名の方も今連絡が取れまして、年明けには同意の取得の調整をできそうだということでございます。

パワーポイントの資料は以上でございまして、先ほど中村から説明をさせていただいたA3の横の表、こちらで先ほど私が申し上げたことをスケジュールに落とし込むとこのような形になります。仮置場について、3段目のところで工程を引かせていただきました。まず、面拠点につきましては、令和4年度中に先ほど申し上げた未除染箇所の剥ぎ取りを終わらせまして、引き続きまして入札公告、4月以降、原状回復工事の田んぼに戻す工事の発注を進めていくということで、切れ目がない作業をして、最後田んぼに戻していくということでございます。面拠点外縁も基本同様に動かしておりまして、3月までで一通り一旦終わらせる方向でございます。ただ、面拠点外縁につきましては、圃場に戻す工事は、つまり返地に向けた動きはまだでございますので、線量高い箇所等あればフォローアップで追加で対応していくということでございます。点・線拠点は、除染ということではございませんが、フレコンの移動、破袋、こちらも続けていくということで、年明けぐらいから着手できるかなという想定で作業を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりました。質問のある方。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 仮置場ちょっと遅れているのではないかというお話があったのですが、この工程表を見ると年度内、来年の春の解除に向けては間に合うのかなというような工程になってきましたので一安心しているのですが、11ページの2つ目のところで、来年の回復工事が終わった後は線量が町内の拠点区域の農地除染の実績程度になると。ということは、今は高いということで、その対応はしないということなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 澤課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） ありがとうございます。仮置場対策課の澤でございます。今の現状の線量でございますが、今この青枠、地図の中で青く囲った箇所、来年度原状回復をしていくとしている箇所の線量でございます。状態によっ

てややまちますが、まだ線量低減措置をしていない箇所につきましては $2 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 程度でございます。こちらは、今年度の工事で線量を下げていくということになろうかなと思います。それで、既に線量を下げた、線量低減措置を行った箇所につきましては、 $0.2 \mu\text{Sv}/\text{h}$ から $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 程度前後ぐらいの線量になっています。 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 前後のところは、田んぼにはらぱらと点在しているような状況でございます。こちらは、今年度の工事でやや比較的高い箇所、こちらについては追加的に剥ぎ取りをして線量を下げていこうと思っております。こちらの資料に書かせていただいた現状回復後に平均値はほかの箇所程度になりますと申し上げるのは、この剥ぎ取りをした後、来年度原状回復をするときに客土して耕起してまいりますので、これによって最後の仕上がりとしては最後ほかの農地除染の結果程度に下がる見込みであろうということで書かせていただいたというところでございます。現状で、先ほど来ておりました年間 20mSv を超えるような箇所はございませんで、既に線量低減措置進めておる関係で一定程度の線量は下がっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この仮置場以外の農地については、もちろん覆土等があるので、そこでまたさらに線量が低減していますよということで、今回來年度の工事が終われば同じく覆土とかがされるので、同程度のレベルに下がるということで頭に入れました。それで間違いないかどうか、もう一回確認させてください。

あと、その仮置場の中の線量低減、ある意味除染行為ですね、そこはきちんと年度内に終わって、その面拠点の外縁か、外縁の除染も年度内に終了するということで、それであれば解除に影響ないと思いますが、それで間違いないというか、再度確認させください。

○議長（高橋 実君） 澤課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） 今副議長がおっしゃられたとおりの認識であります。仕上がった後は覆土、客土、耕起をするので、そのほかの箇所と同様の仕上がりになるということでご理解いただければと思います。その他の除染も、このスケジュールに示したとおりのことで動かすということで進めております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長、環境省とこの件で協議していたやつで、数値言わないので数値言って。

竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 副議長からご質問あったところでございますが、今未除染のところ、今回仮置場で来年の春、今年度の完了を目指しているところについては、工事着手したというのは聞いているところでございまして、当初の発注内容につきましては線量低減を行わなかったところがありまして、そこのところについては剥ぎ取りをして、当然線量低減を図るというところございます。その

他、既に線量低減しているところについてですけれども、先ほど副議長からご質問あったとおり、来年、令和5年のときに耕起をして同じ線量程度に戻るというところでございます。返して言えば、今年度中はその同じ線量までは平均的に戻らないというところがありまして、来年度初めて覆土して、耕起して、今出ている線量が $0.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ちょっとだったと思います、農地として。そこまで戻るのには覆土して耕起、ですからその効果あって初めて $0.53 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ぐらいになりますので、今年度末においては平均的には、推測でございますが、先ほど $0.2 \mu\text{Sv}/\text{h}$ から $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ というところございました。話がありました。平均的に言うと $0.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えているというのは確実なところでございます。ただ、スポット的に高いところについては剥ぎ取るということなもので、その辺につきましては今回その他の6号線から西側の農地よりはこのエリアの農地は高いというところだけは確実だと思います。ただ、線拠点になるところにつきましては、当然道路についてはその影響が出ないような形にはなっているとは思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。実際は本来であれば来年の春の解除に向けてはほかの農地と同じぐらいの線量まで低減していただいて初めて解除だろうとは思ってはいましたが、ここは多分環境省で借地されている部分だと思いますので、町も今後のこの地域の利用用途その他というところでも打合せもあったのだろうと思いまし、その辺りで本当に農地にまた本格的に戻すのかどうか、もう完全に戻すのかが決まっているかどうか分かりませんが、その辺の関係もあって、本来ならば間違いなくほかの農地と同じ線量まで戻していただけて解除だろうとは思いますが、その辺のやりくりもあるのかなというところで今そこまでにしたのですが、その辺の町としての考え方と一緒に、では確認させてもらっていいですか。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 町の考え方といいますか、当然来年度、ここに書いてあるとおり、切れ目なく確実に来年度に向けて線量の低減という形で進めていただければなということで考えております。今副議長から言いましたように、このエリアにつきましては来年度も仮置場として借地されていることもありますので、返地にならないこともありますので、本来であれば副議長おっしゃるように解除するところについては所定の線量低減というのが大前提だと思いますが、町としては今回、その部分借地になっていてということがありますので、直接町民の方にご迷惑がかかるというところはないもので、まずはこちらについては面として、同じ位置づけで進めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、仮置場対策の件はこれで終わります。

次に、廃棄物対策課、西山さんから説明お願いします。

西山室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（西山卓也君） では、資料を用いまして特定廃棄物の埋立処分事業の状況等についてご説明をさせていただきます。

13ページ目、ご確認ください。輸送・埋立の実績でございます。特定廃棄物埋立処分施設につきましては、平成29年から開始をさせていただいているところでございますが、最新の情報といたしまして令和4年11月の実績をお示しさせていただきました。この1か月につきましては、3,496袋搬入をさせていただいたところですが、累計といたしまして25万5,381袋の搬入をさせていただいたところでございます。また、当施設の全体の推移といたしまして、搬入当初及び現在ということで12月初旬の空撮写真をおつけしているところですので、ご確認いただければと思います。

では次、14ページ目でございます。埋立実績と埋立計画についてでございます。本施設につきましては、特定廃棄物の埋立て期間、開始から約6年というところでございますが、令和5年度までの特定廃棄物等の埋立ては約30万袋を計画しているところでございます。令和3年度末には約74%の埋立てが完了している状況です。また、特定廃棄物の埋立て完了後も、双葉郡8町村の生活ごみにつきましては引き続き約4年間の埋立てを行う予定でございます。これまでのご説明の埋立実績及び埋立計画につきまして、以下のグラフでお示しをさせていただいたとおりでございまして、令和4年度末につきましては約27万袋までの搬入を予定しているという状況でございます。

1枚おめくりいただきまして15ページ目でございます。環境モニタリングの状況についてご説明をさせていただきます。本施設につきましては、様々な項目のモニタリングを実施しているところ、落雷により一部のデータに欠測が生じたということもございましたが、他のモニタリングにおいて異常が見られていないことから周辺環境への影響はないところでございます。具体的なモニタリング結果につきましては、資料の以下アからウのとおりお示しをさせていただいてございます。まず、アでございますが、敷地境界における空間線量率につきましては、従来どおり周辺環境に影響を与えるような特異的な値は見られてございません。イ、施設下流域の河川水中の放射能濃度につきましては、今年8月まで計20回、8か所で測定をしてきたところでございますが、放射能濃度につきまして全て検出下限値未満という状況でございます。ウでございますが、放流水中の重金属の濃度につきましては、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀などを測定しているところ、これらにつきましては埋立て開始以降全て検出下限値未満でございまして、その他の項目としてCOD、BODなどを測定してございますが、全ての項目で法令等で定める基準値を下回っているところでございます。

16ページ目を御覧ください。輸送についてでございます。特定廃棄物につきましては、令和4年度、年間で約5万袋を予定してございます。輸送車両が集中する国道6号における輸送台数といたしまし

ては、最大65台ペーデイという程度でございます。富岡町の中の仮置場からの廃棄物の搬出につきましては、令和4年10月に一旦輸送の完了をさせていただいてございます。引き続き廃棄物の分別作業を行ってございまして、令和5年度にまた搬出の再開を見込んでございます。双葉郡8町村の生活ごみの搬出につきましては、令和4年度中は年間で約1,000袋を予定してございます。また、運搬のルートにつきましては、右の地図上の緑の線のとおり活用をさせていただいているところです。

最後、おめくりをいただきまして17ページ目でございます。富岡町に設置をさせていただいてございます特定廃棄物埋立情報館リプルンふくしまについてでございます。11月30日時点で、累計6万6,380名の方にご来館いただいた状況です。本施設につきましては、新型コロナウィルス感染防止対策を図りながら、引き続き地域に根差した様々な活動を行ってまいりたいと考えてございます。近々のイベントにつきまして幾つかご紹介をさせていただきます。11月12日に富岡第一小学校跡地で開催されましたえびす講市、そして同日に富岡町総合福祉センターで開催された福祉まつりにリプルンふくしまから出展をさせていただきました。多くの皆様にご来場いただき、取組のご紹介をさせていただいた次第です。左下に参りまして、10月7日に富岡小学校の4年生が今年2回目となる自然観察をリプルンふくしまで行っていただきました。次回は冬に来館予定とお聞きをしてございます。その右でございますが、冬のイベントの開催の告知でございます。12月24日から1月9日の期間に「みて・ふれて・まなべるSDGs」をテーマとした、冬のイベントをリプルンふくしまで開催をさせていただきます。

本資料につきましての説明は以上とさせていただきます。

○議長（高橋 実君） 廃棄物対策課に対して質疑しますけれども、質問あれば。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今の説明を聞きまして、輸送、搬入、埋立ては順調にいっているということで、数字的にも放射能的にも問題ないということで、下流域としては安心しております。廃棄物埋立て処分場ののり面で花の咲く種を植えて施工的にやったと思うのですが、その辺の評価ちょっと聞かせてください。高速からかなりのり面はっきり見えますし、多分リプルンからも見れるのだと思うのです。見れないのかな。見れないか。将来的にやっぱりそういったのり面にお花畠造れるのであれば大いに結構なことだと思いますので、試験的にやった結果教えてください。

○議長（高橋 実君） 西山室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（西山卓也君） ご質問いただきまして、ありがとうございました。ただいまご質問いただきましたのは、処分場ののり面で実施をしてございます花の緑化試験のことだと認識をしてございます。本施設につきましては、ご承知のとおり急斜面であるということと、表面にモルタルの施工をしてございますので、非常に厳しい環境であることから、実際にここで花が施工できるのかどうかというところについて確かめることを目的に実施をしてございます。実は今年の春に施工を初めて行ったものでご

ざいまして、我々が注目しているポイントとしては一年通じて花が開花するかというところでございます。具体的には、花が咲いている期間についてはもちろん一時的ではございますが、その次の年に種ができる、それが芽吹いて花が咲くかというところが大きな評価のポイントだと考えてございます。そういう意味で申し上げますと、まさに令和5年の春に初めて試験的な施工の結果が見えてくるタイミングだと考えてございますので、現時点では初年度については施工したエリアについて開花はいたしましたが、今年の春においてどうなるのかというところを我々は注視をしている状況でございますので、結果という意味で申し上げると現時点ではまだ評価できるデータがないという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。初年度の努力の結果が実ることを期待しております。
終わり。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 執行部もないですね。

では、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてを終わりますが、前から来春、来春という言葉が出ているように、国も平成30年のときみたく解除してもらってからどうどうとほこり立てながらフォローアップってなんかは、同じこと2回もやらないように、解除するまでの間によく調べて。双葉町だって結局204か所のフォローアップ箇所あったって、解除するまで急ピッチでやった経緯も中村課長分かるよね。こういう実績もあるのだから。予算がないとか、国の話だけ聞いて解除、解除ってなんかは絶対、2回目だから富岡町は。こんな無理難題持ってこないようにしっかりやらなければならぬところは洗いざらいにやって、これからにしゃべるように。さっきの澤課長のところのやつだって、あれが限度なのだから。本当は覆土して耕起して、 $0.57\mu\text{Sv}/\text{h}$ ないし $0.6\mu\text{Sv}/\text{h}$ になってからの本当の話なのだから。町だって協力するところは協力しているのだから、何でもかんでも協力してもらえると思わないでください。これら辺は師田副本部長しっかりしてもらわないと、小回りの利く黒田さんがいるのだろうから。それでないと来春も遠くなるよ。それは国の出方次第。これだけは言っておきます。

以上をもって先ほど言ったこの分は閉じます。

暫時休議します。

休 議 (午後 2時46分)

再 開 (午後 2時49分)

○議長（高橋 実君） では、再開します。

次に、付議事件2、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） では、本日ご説明申し上げます地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして説明を申し上げます。

このことにつきましては、現行60歳の定年年齢を65歳まで段階的に引き上げるなどの定年延長制度を令和5年4月1日から開始するということのために、一括整備条例方式により新規条例を制定いたしまして、対象となる9件の町条例の改廃を行うものでございます。

内容多岐にわたりますが、10分から15分程度説明に時間をいただきますので、ご容赦をいただきたいと思います。説明は阿部総務係長よりさせますので、よろしくお願ひします。座ったままでいいです。

○議長（高橋 実君） 総務係長。

○総務課総務係長（阿部祥久君） 本日説明をさせていただきます総務係長、阿部と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明をいたします。初めに、全員協議会資料2-1、定年延長制度の概要の1ページ御覧いただければと思います。定年の延長につきましては、人事院より平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識と経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、定年を65歳に引き上げるよう平成30年8月に意見の申出があり、この意見の申出の内容に鑑み、現行60年の定年を段階的に引き上げるため、令和3年6月に国家公務員法等の一部を改正する法律が公布されました。この改正法は、地方公務員法も併せて改正されており、定年年齢を令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ65歳とすることとなっておりますので、60歳を境に適用される制度が大きく変わることから、国家公務員の定年を基準として地方公共団体は条例で関係規定を定めることが必要となっております。今回、条例を整備する上で必要となる項目としましては、制度概要に記載しております1つの令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引き上げること、2つ目、管理監督職勤務上限年齢制を導入すること、3つ目、定年前再任用短時間勤務制度を導入すること、4つ目、60歳超えの職員の給与水準を7割水準とすること、これらを条例で定める必要があります。なお、5点目は共同で事務処理を進めます福島県市町村総合事務組合において条例の改正を行うこととなっております。

2ページにつきましては、定年の段階的引上げの内容となっており、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、来年度60歳に達する職員から本制度が適用されることとなり、令和13年度には定年が65歳になるということになります。

3ページ、4ページを御覧ください。まず、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制とい

いますが、こちらは管理監督職に就いている職員を管理監督職勤務上限年齢である60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間、これを異動期間といいますが、この異動期間に管理監督職以外の職に異動させることとなり、対象となる管理監督職の範囲は管理職手当の支給対象となる職及びこれに準ずる職、本町の場合は課長、主幹職が対象となります。定年延長となることにより、勤務は継続しますが、これまでの定年制度と同様、組織の新陳代謝と活力を維持するため、60歳を境に役職を降りていただき、非管理職としてご活躍をいただくというものになります。また、これらの管理監督職上限年齢の60歳に達している者を異動期間の末日である4月1日の翌日以後は新たに管理監督職に就けることはできないという制限があり、他の職への降任等は職員の意に反して行うことができますけれども、特例として役職定年制によるこの異動によりまして公務運営に著しい支障が生ずる場合に限り、本人の同意を得た上で1年単位で最長3年間、もともと就いていた管理監督職に引き続き留任せする特例任用ができることにもなっております。

4ページの定年前再任用短時間勤務制度につきましては、60歳以降の職員の希望により、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員は、これまでの1年単位での更新制から常勤職員の定年退職相当日、今回の場合はいえば65歳ということになりますが、また段階的引上げ期間中につきましては61歳から64歳に達した日以後、その年度になりますね。の最初の3月31日まで短時間勤務の職に採用することができるというような制度になっております。また、定年延長に伴い、現行の再任用制度は令和5年4月から廃止となります、定年が段階的に引き上げられる経過期間においては現行の再任用制度と同様の措置を講ずることができるとされており、2ページに記載しております年齢表のように暫定再任用により65歳まで勤務可能となりますので、こちらは定年等に関する条例に経過措置として規定をしなければならないということになります。

5ページ、6ページを御覧ください。60歳に達した職員の給与水準になります。60歳を超えた職員の給料月額については、特定日となる職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日、なので翌年度ということになりますが、以後に給与月額にひもづく手当も含めて7割水準となり、特定日の前日、なので前年度の3月31日時点で当該職員に適用される給与表の級、号給の額の7割が記載のイメージのとおり支給されるということになります。

7ページ、8ページを御覧ください。情報提供・意思確認制度につきましては、今回の国家公務員法、地方公務員法の一部改正に伴い、これまで説明いたしました任用や給与等に関する情報を現行定年である60歳に達する年度の前年度、つまり59歳の年度に情報提供すること、また60歳以後の勤務の意思確認をするよう努めること、これがそれぞれ義務づけられております。

ここまでが定年延長制度の概要となり、法改正に伴う制度運用上必要な7ページ上段の定年年齢等を含めた7つの項目を条例に規定する必要がありますが、定年引上げに伴い、60歳を迎えた職員も引き続き定数に数えられる職員として勤務することとなり、これまでの退職者数を補填するために進めてきた職員の新規採用の枠を狭め、新規採用を制限せざるを得ないということが出てきます。それか

ら、新規採用を制限することで年齢別の職員数に偏りが生じ、組織の新陳代謝も確保されなくなるということが懸念されます。加えまして、原発被災地特有の労力を要する業務が今もなお継続しており、応援職員を含めた約200名体制を確保することは当面必要な状況ですが、応援職員も減少傾向にあるというのが現状でございます。このことから、今後の様々な行政需要に対応できる体制と将来の職員構成も勘案した継続的な職員採用枠を確保することが必要になりますので、新たな職員定数の上限として、現定数の179を199に改めたく、定年延長関係条例の改正と併せて定数条例を改めるということにしております。

9ページを御覧ください。これまで説明いたしました内容を反映させるため、9件の関係条例の改廃が必要になりますので、改正趣旨が同一であることから、一括整備条例として新規条例を整備することとし、記載のとおり9条立てで各条例を1条ごとに関係規定を整備するというものになっております。

続いて、各条例の改正内容をご説明いたします。全員協議会資料2—2の新旧対照表を御覧いただければと思います。まず、1ページから8ページの第1条関係、富岡町職員の定年等に関する条例の一部改正は、改正地方公務員法の引用条文と定年年齢の改正、管理監督職上限年齢制と特例任用、定年前再任用短時間勤務制に関する規定などをそれぞれ新たに加えるものであります。また、制定附則において段階的に定年を延長する経過措置の規定と、60歳に達する日に属する年度の前年度に情報提供と勤務の意思確認をする規定をそれぞれ加えるものであります。

9ページになりますが、9ページの第2条関係、富岡町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、60歳を超える職員の給料が7割水準となるため、懲戒処分の減給があった際の効果に関する規定を改めるというものになっております。

続いて、10ページから18ページの第3条関係、職員の給与に関する条例の一部改正は、改正地方公務員法の引用条文と現行の再任用制度の廃止に伴う定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法と通勤手当をはじめとする各種手当に関する規定をそれぞれ改め、制定附則において特定日における給料月額を特定日前に受けている給料の7割水準とするための計算方法などを給与の特例として加えるものであります。また、現行再任用制度の廃止に伴いまして、給料表も改めております。

19ページから20ページの第4条関係、職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業をすることのできない職員、育児短時間勤務をすることができない職員に特例任用等によって異動期間が延長となっている管理監督職を新たに加えまして、定年前再任用短時間勤務職員は部分休業ができないという規定に改めております。また、制定附則において育児短時間勤務職員に対する定年引上げに伴う給与の特例、こちらも新たに加えております。

続いて、21ページから22ページの第5条関係、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、それから23ページの第6条関係、富岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、現行の再任用制度の廃止に伴う改正地方公務員法の引用条文と字句をそれぞれ改め、24ページから

25ページの第7条関係、職員の降給に関する条例の一部改正は、役職定年による降任に伴って給料も降給とする規定などを加えるものであります。

26ページの第8条関係は、富岡町職員定数条例の一部改正となり、先ほどの制度概要でもご説明いたしました現行定数の上限179を199に改め、27ページの第9条関係は現行の再任用制度の廃止に伴う職員の再任用に関する条例を廃止するものとなっております。

最後になりますが、27ページから33ページにつきましては、定年延長に係る改正附則となっており、第1条において施行日を新地方公務員法の施行期日と同日である令和5年4月1日からとしております。附則第11条、定年退職を迎える職員への情報提供と意思確認は公布の日から施行するということになっております。また、第2条は、改正前の定年条例で勤務延長となっている職員に係る経過措置を、第3条から第6条は現行の再任用制度の廃止に伴う暫定再任用職員の任用方法等の経過措置を、第7条から第9条は新地方公務員法の施行期日前に採用された60歳に達していない再任用職員を新たに昇任等をすることはできない規定をそれぞれ定めております。第10条及び第11条につきましては、段階的に延長する定年年齢を超えて定年前再任用短時間勤務職員として採用することはできないなどの経過措置を、第12条は定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員に係る給与の経過措置を、第13条は暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する経過措置をそれぞれ定めるものであります。

長くなってしましましたが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 本来であれば、新規条例の制定でございますので、1条ずつ説明をしなければならないところでございましたが、大分要点を絞らせていただいて説明をしたところですので、このことについてはご容赦をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 上位法だから、質問ありませんよね。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 上位法に対する質問ではなくて、65歳ということでもう、こうぴしっと法律で決められたから、今再任用で65歳を過ぎた人、その人には厳しい言い方をこれからするのですか。その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 係長。

○総務課総務係長（阿部祥久君） 今のお話ですと、65歳を超えた場合ということですかね。65歳を超えた職員については、基本的には再任用というものがもう適用にならないというのが現状になりますので、65歳を迎えた年度で勤務は終了するというのが現行の法律になっていますので、厳しいような言い方をするということはないということになります。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 1点だけ。7割給与で、課長ということで5級で書いてあるのですけれども、

うちの場合ってほとんど6級の参事になっていると思うのですけれども、これは5級の参事ではなくて課長で計算するようになるのですか。

○議長（高橋 実君） 係長。

○総務課総務係長（阿部祥久君） 今回の7割措置につきましては、基本的には60歳を迎えた職員についてはその翌年度から7割措置というのが基本的には適用されます。今お話しいただきました大体課長職6級ではないかというところについては、決してそういう状態ではないというのがまず1つあります。今回のこの例示として出しているものにつきましては、役職定年制ということで課長、それから主幹職に就いている方の場合の例示をさせていただいているので、5級というところはちょっと書かせていただきましたけれども、実際これが4級の方だったらどうなのだろうというところについては、4級であると富岡町の場合には課長補佐の職位になりますので、そちらについては管理監督職の範囲から外れているということになりますので、役職定年制は適用にならないということになります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 係長。

○総務課総務係長（阿部祥久君） 失礼いたしました。そうですね。60歳を迎えた年度の給与の7割水準というのは、必ずこれは措置をするということになっていますので、60歳を迎えた年度の給与の7割支給と捉えていただければと思います。

○議長（高橋 実君） ない。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを終わります。

暫時休憩します。

休 議 (午後 3時09分)

再 開 (午後 3時11分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件3、放課後児童クラブ施設整備計画の一部見直しについての説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） 本日は、前回いただきましたご意見を事務局で整理させていただき

まして、一部見直しをしたことから内容をご説明させていただきます。放課後児童クラブ施設につきましては、令和5年度に建築工事を予定しておりますので、この基本設計で進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、配置図を御覧ください。既存樹木ですが、随時適正な管理をしながら、施設と緑の共生によるSDGsの取組により保存することとし、グラウンド西側の防風対策にも樹木を植えて対応してまいります。また、駐車場部分ですが、夏休みなどの利用日で朝の送り時間に集中が見込まれることから、敷地内の交通安全を優先し、出入口を分け、一方通行を誘導してまいります。

次に、平面図を御覧ください。前回お示ししました床面積に変更はございませんが、非常口の表記を追加しまして、建物中央北側部分に非常口を追加しております。

以上が変更した箇所となります。本日の内容で基本設計を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。建物の平面図のところで、前回総務課長からも話ましたが、今回の変更に当たって1億円増額を予定されていたということで、多分ほぼほぼが多目的ホールの大きくした部分かと思うのですけれども、多目的ホールで雨が降ったときにちょっと遊ばせるぐらいでこの8,000万とか1億とか、そういう部分がかかつてしまうというところが私は引っかかっているところでありますて、1億上がるというのは相当なことだと思うのですが、この平面図でもしやっていくのであればこの多目的ホールというのをもう子ども教室として定員数を上げることはできないのか。そもそも放課後子ども教室の目標、目的というのが体験をさせたり、学習させたりすることが目的ですので、教室自体は多目的であることが当たり前だと思っているので、わざわざ多目的ホールを雨が降ったときに遊ばせるぐらいで1億を増額して広くするよりも、定員数を増やすことで、またさらに新しい施設を建てなくて済むのであればこの1億も生きてくるのかなと思うのですが、そのところいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） 前回、面積が増えたことでおおよそ1億ほど増えると想定しているという回答をさせていただきましたが、面積が増えただけでの増ではなく、世界事情での物価高騰を見越しての部分も含めて現在所管では1億ほど増えると想定した部分で、面積だけではないというところを追加させていただきます。また、多目的ホールの使い方でございますが、子供たちの体を動かす部分ということもございますが、第3の子ども教室ということでの使い方も想定した中で、当初のときよりも面積を倍にしたというところでございます。こちらは、子供たちの活動だけでなく、地域の方を迎えた活動の中で、参加人数や中の事業の内容によって従前の、右側の部分にあります子ども

教室1や2でできない部分を多目的ホールを使いながら子ども教室の3という意味合いを持たせながら使っていきたいというところで、ある程度十分な面積を確保していきたいという考えがございました。ですので、議員ご提言の内容の事業も考えながら、運用の中でしっかりと使っていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。であれば、多目的ホールではなくて、面積を大きくしろとか小さくしろとかではなくて、もうここは子ども教室でいいのかなって思っているところです。静の空間の子ども教室については、放課後子ども教室の目的である学習支援、予習とか補充学習、ICT学習など、そういったところでスクール形式でこのまんま固定していくいいと思うのですけれども、それ以外の木工教室であったり、英会話とか様々な実験とか、スポーツ学習とか、そういった体験をさせるのであれば、この多目的ホールを子ども教室の動の空間として準備しておけば、定員も増やせるでしょうし、様々な理由かもしれないですけれども、1億を上げる理由になるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） 現在、表記の平面図の子ども教室1、2にも机、椅子を記載はさせていただいておりますが、私どもではこちらを多面的な使い方をしながら使っていきたいと考えておりますので、固定ということではなく、いろいろな事業計画ができた段階でその都度机を必要とするものだったり、要らないものだったりということで、いろいろな使い方ができるように考えていくたいと思っておりました。そのため、一番西側の部分も子ども教室というよりは多目的という言葉を残しながら、いろいろな使い方というところで進めていきたいと考えておりましたためございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 納得しなければいいよ、もう一回聞いて。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私は表現するかしないかの問題なのですけれども、やっぱりどういう状況であれ1億という増額理由としては、この多目的ホールが雨のときに運動させるとか、そういった部分だけでは薄いのかなって思っているところです。その中で、定員が20人でも30人でも増やして使えるようになりますよということであればその意味合いは強いのかと思うのですけれども、雨の日に子供を遊ばせるぐらいで1億、これだけではないですけれども、上がるというのはなかなか難しいのかなって思っているところなのです。基本的に児童クラブと子ども教室、目的それぞれ違っていますが、一体化されたとしても児童クラブには子ども教室の方は参加できない制度になっていると思うのです。そんな中で、児童クラブの子も含めて全員が参加できる子ども教室、こちらこそ場所的にしっかりと確保しておかないと様々なプログラムができないと思っているところなのですけれども、それでも多目的ホールで済ませることでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○教育総務課課長補佐（松本真樹君） ご指摘ありがとうございます。まず、1億増えたということに関しては課長で物価高騰等も踏まえてなのですけれども、あと面積でも廊下の部分を増やしたり、倉庫の部分を増やしたり、あとトイレの部分を増やしたという形での面積増で、多目的ホール全てで1億というような形ではございませんので、こちらはご了解いただければと思います。また、多目的ホールの名称ということだとは思うのですけれども、先ほどの議員おっしゃられたとおり、木工教室であったり、そういう体験的なものは多目的ホールの中で子ども教室の事業としてやっていきたいということですので、ここは名称の問題ではないとは思うのですが、子ども教室の部分も多目的ホールで行うということを考えておりますので、議員がおっしゃっているような形で運用を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。多目的ホールの中途半端な広さであると体を動かすにも限度があるので、ぜひ本当に体を動かさせたいのであればしっかりと二小の体育館であったり、小中学校の体育館であったり、または総合運動場で、雨のときは屋内のドームも含めて……

[「わんぱく」と言う人あり]

○2番（佐藤教宏君） わんぱくパークも含めてしっかりと遊ばせて、体を動かせるプログラムをしっかりと組んでいただきたいのですが、それであれば定員としてはこの椅子が書かれてある人数を定員とするのか、その辺どうするのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） こちらの施設の定員を当初80名と設定しておりますのは、児童クラブの部分での定員でございます。ですので、子ども教室の利用に関しては特に定員を求めず、プログラムの内容によって進めていくということで考えておりますので、またこの図に落としています机や椅子の数はあくまでもイメージをつかんでいただくためのものということで、これがマックスとか全てということではございませんでした。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 2番議員と私も同じような考えなのですけれども、やはりいろんな物価高騰とか面積とか、あといろんなところ直したから1億だと言うけれども、今の富岡町の、子供は右肩上がりで増えてきますけれども、人口がだんだん、あまり増えていないから、立派なものであれば立派でこしたことはないのだけれども、震災前は児童館というのはどうだったのだと。そういうところに原点に返れば、そんなに立派に造らなくたって、ある程度のものがあれば用は足すのではないか

なって思うのだけれども、何か意見を言うとそれプラスします、また別な人が言うと分かりました、そのようにしますで、どんどん、どんどんプラスしていって、3,000万が5,000万、5,000万が1億とかって、そんなにぼろぼろ、ぼろぼろ上げていくのではなくて、では当初の設計何だったのだと私は疑問あるの。だから、自信持って当初私たちはこれでいきますって決めたらば、多少の変更、駐車場これでは混雑するとか、子供が事故に遭いやすいとかそういうような、例えばそんなにお金かからないようなことで変更するならともかく、一番最初の設計書く前に皆さんにはいろんな人の意見を聞いて、保護者の意見を聞いたり、いろんな人に聞いてこの設計図を描いたと思うのだよね。それなのに、変更が簡単過ぎるというか、減額に変更していくのなら私は万々歳なのだけれども、増額に変更していくのであればもっと知恵を絞ってくださいよというような感じです。子供を遊ばせたかったら別に、すぐ目の前には学校があって体育館があるわけだから、そういう公共施設を使っては駄目だなんて町も多分言わないとも思うし、あるものは利用したほうがいいのかなという考え方で、ここがいいとか悪いとか、私はそういう知識がないから、制度がどうとか児童クラブがどう、子ども教室がどうだとかとは言いませんけれども、これ机とか椅子を固定していないのであれば広く使えるはずだから、だったらばこっちの多目的は要らないでないかなとも疑問も湧くし、そうするとプラスする必要もないのではないかとも思うし、その辺をもっと胸を張ってやってください。

以上。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） ご意見ありがとうございます。まさしくそのとおりだと思っております。まず教育委員会として考えたのは、狭苦しい、鳥の籠の中のようなところに子供を入れたくはないというまず発想がありました。ですから、しかるべき広さのものが欲しいであろうということも考えておりました。それから、もう一つは、子ども教室と放課後児童クラブを一体化した、利用したいという子供が全て使えるようなものにしたいということで最初提示をいたしました。いろんなところから、放課後児童クラブ計画委員会という保護者を交えた委員会の中でも、もう少しこうしてほしい、ああしてほしいという意見がありまして、我々は広さの、平米にとらわれ過ぎていたという考えも私には正直ありました。この平米の中だけで収めなくてはいけない、ではこの平米の中だけで最大限できるものは何かということで考えて提示をさせていただきました。そしたらば、様々なところからご意見がありまして、それで設計を変更したということがありますて、本当に先ほどの議員のおっしゃるとおり、もっと教育委員会、一本筋通ったものを持っていろと、持つていれば大丈夫なはずだとは本当にごもっともだと思います。ただ、今回大きくなりました。ただ、このことにつきましては、私たち教育委員会としてはかなり自信を持って、これだったらば子供を安心して生活させることができる、子供の自主性、創造性、それから社会性を伸ばすこともできるということに自信を持ちましたので、今回、すみませんけれども、大きくなりましたが、そういう考え方を持って今回教育委員会としては提出させていただきました。ご意見もごもっともなのですけれども、今回そういうことでちょっと大き

くなってしまったという実情がありますので、ご理解は難しいかもしれません、ご了承いただければと思っております。

からは以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長、王塚の児童館と岡内の児童館の建屋の補償額というのは分かったかい。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 正直申し上げます。両方とも台帳価格がありませんので算定はできませんが、大きく見積もってもそれぞれ2,000万円から3,000万円程度。これは全損ではございませんので、使えなかった期間に対する損害というのが大きく見積もっても今ほど申し上げた程度だろうと思っています。実際はもうちょっと下がるのではないかと思っています。すみません、はっきりしない答えですが、そのような状況です。

○議長（高橋 実君） ということで、2掛けて4,000万円から6,000万円、児童館の部分。あと、保育所を造る予定があるのだかないと富岡町は年々衰退していくという状況が生まれるのかなと思うのです。そういう中で、教育総務でこれ十分練って出してきたものだと思いますし、当然多目的ホール、雨の降ったときここで遊ばせたいとか、ではここでなくて小学校の体育館あるだろう、どこあるだろうって当然あります、いっぱい施設は。ただ、ちっちゃな子供はなかなか雨降ってきたから、では体育館に行くぞって連れていくわけにもいかないと思うので、この辺で頑張ってもらって、隣接町村に波及効果を広めてもらって、一人でも富岡町に移住してくるようないい教育をしていただきたいと。予算縮小は今からでも十分考えていかなくてはならない部分ですから、ざるのごとくお金を出さないようにきっちり管理してやっていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 要望。答弁もらう。

○9番（渡辺三男君） 要望でいい。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 私は、今9番議員が言ったと同じで、先日小学校へ行ってきましたら、全部が複式学級ではなくて、1学年1クラスという形が少しづつ出てきています。そういう中で、やっぱり新しくこども園から入ってきてくれる子供のほかにある程度転入してくる人がいないとなかなか全学年、1年生から中学3年生まで1クラスになるのは少しづつ、少しづつ安定性が今ないところなの

で、ぜひともこれは本当に一丁目一番地で、これから的小学生のクラスを増やしていくためには必要です。必要なところにはやはりある程度お金を使わなければいけないと思いますし、これは今、予算取りの話ですので、実施設計するときにやっぱり華美にはならず、でもきっちとした形で子供たちが楽しく使ってもらえるように設計を進めていただければいいので、私はこの状態で進めていいと思いますので、それをお伝えしておきます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 二転三転してきたわけだから、この図面で進めていいか悪いだけ。いいかい。まだ理解できない議員もいるから、とにかく詰めるところを詰めて、分かってもらえるような説明をお願いしておきます。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 議員もいろいろ考えを持っているので。ただ、この図面とか何かに駄目だとかいいだとか、そういう考えではなくて、私は今総論で言わせてもらって、詰められるところは詰めてください。ただ、これでいってもらって私は結構だと思います。

○議長（高橋 実君） では、この件はこれでよろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、以上をもちまして付議事件3、放課後児童クラブ施設整備計画の一部見直しについてを終わります。

暫時休議して、企画課へ入れ替わってください。

休 議 （午後 3時34分）

再 開 （午後 3時35分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、報告第1、住民意向調査2022速報についての説明を企画課課長補佐より求めます。

○企画課課長補佐兼広聴広報係長（畠山信也君） それでは、今お手元にお配りをしましたのが今年度の住民意向調査の結果の速報版でございます。復興庁、県と町で実施したものでございます。復興庁のホームページにおととい掲載されましたので、本日、議会の皆様にお配りをしているところでございます。中身については、後ほど皆様それぞれご確認をいただければと思います。なお、本日、町の公式のホームページにもアップすることを申し添えます。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（高橋 実君） 報告事項なので、質問はなしということで。質疑ないよね、ちなみに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして報告第1、住民意向調査2022速報についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部から何かありますか。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 飯館村内の養鶏場で発生しました鳥インフルエンザの対応ということについてお話をさせていただきます。

家畜伝染病予防法第16条及び21条に基づき防疫処置が必要だということで、福島県対策本部設置要綱から富岡町の職員、7日間、延べ14名ほど派遣となっております。昨日、12月7日午後15時から翌日の8時までそれぞれ2交代で2人、これが7日間続いて、延べ14人の派遣ということになっておりますので、ご報告申し上げますとともに、ご承知おきいただくようにお願いをしたいと思います。

なお、派遣した職員については、深夜に及ぶ業務ということになるので、翌日については休日、出勤をさせずに体を休めさせているといったところになりますので、このことについてもご承知おきいただき、この間産業振興課が少し手薄になりますので、すみませんが、議員の皆様、特段のご配慮をいただければ大変ありがたいとお願いをしたいと思います。

以上、報告でございます。

○議長（高橋 実君） ちなみに、休みはいいけれども、飯館で寝泊まりしているの。

○総務課長（林 紀夫君） いや、こちらからの通いです。公用車を使って通っていただいています。

○議長（高橋 実君） あとありませんよね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 （午後 3時38分）